

平成28年4月10日
高知県弓道連盟

無指定審査に関するQ A集

Q 1 : 無指定審査の範囲は

A 1 : 日弓連審査規程第 21 条 4 項のとおり級位（1 級～5 級）および初段が審査対象となる。

Q 2 : 無指定審査で申請した場合の審査はどのように行われますか。

A 2 : 行射の審査をまず行います。次に初段相当と認められる受審者に対し日弓連が提示する初段の問題の中から審査員長が指定し学科試験を行います。

Q 3 : 無指定審査対象者の合否はどのように行われますか。

A 3 : 行射の審査を受審者全員に行い、審査統一基準に基づき相当する級位および初段の判定を行います。級位となった受審者は認定された級位で合格。初段相当と認められた受審者は、学科試験を受けていただき行射の成績と学科試験の成績の総合評価により初段の合否を決定する。学科試験で不合格となった受審者は相当する級位となる。

なお、初段学科試験を受けない方は相当する級位で合格となる。

Q 4 : 無指定審査において相当する級・段位はどのように決められますか。

A 4 : 審査員の多数の得票のあった段・級位で認定することになります。

Q 5 : 無指定審査は受審回数に制限がありますか。

A 5 : 受審回数に制限はありません。

Q 6 : 登録料はどうなりますか。

A 6 : 級位となった方は級位の登録料、初段となった方は初段の登録料を収めていただきます。

Q 7 : すでに級位認定者が無指定で受審した場合、既得の級位より降格されることはありますか。

A 7 : 降格することはありません。既得級位のままとなります。

Q 8 : これまで通り、級位を指定しての受審はできますか。

A 8 : これまで同様できます。なお、初めての方は 5 級から受診していただくことになります。

Q 9 : 申請書の記入方法はどのようになりますか。

A 9 : 申請書記載例を確認してください。

Q 10 : 幡多支部での審査も同様ですか。

A 10 : 幡多支部での審査も同様に級位および初段までを無指定の範囲として行います。

Q 11 : 2 段以上の審査において変更はありますか。

Q 11 : 変更はありません。これまで同様に行います。

Q 12 : 初段相当者の学科試験の合格点はいくらですか。

A 12 : 四段以下と同様 60 点以上の者を学科合格とする。

Q 13 : 幡多支部での審査は 20 名以上の受審者数で実施されているが、無指定審査に切り替わると 20 名以下になることも考えられる。20 名以下でも実施してもらえるのか。

A 13 : 年 2 回程度は実施する予定である。

Q 14 : 登録料を納めない場合はどのようになりますか。

A 14 : 既得級位のあるかたは既得級位のまま。既得級位のない方は級位なしのままとなります。

以上

